平成19年3月27日

消訓令第16号

改正 平成19年11月7日消訓令第10号

平成20年3月31日消訓令第16号

(附則)

平成22年3月31日消訓令第14号

平成25年9月27日消訓令第2号

(附則)

平成27年3月11日消訓令第4号

(附則)

平成31年3月29日消訓令第10号

令和2年3月31日消訓令第18号

救急業務規程(平成12年3月消訓令第9号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条·第2条)

第2節 救急責任(第3条·第4条)

第3節 救急隊の編成(第5条一第9条)

第2章 救急活動等

第1節 通則(第10条一第19条)

第2節 救急活動の実施 (第20条 - 第35条)

第3節 安全管理(第36条-第39条)

第3章 救急活動の記録及び報告 (第40条・第41条)

第4章 救急技能の管理 (第43条 - 第47条)

第5章 応急手当等の普及啓発等 (第48条 - 第52条)

第6章 救急調査 (第53条·第54条)

第7章 雑則 (第55条・第56条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

- 第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)その他の関係法令の規定に基づき、救急活動の適正かつ円滑な運営について必要な事項を定めることにより、市民の生命及び身体を保護することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 救急業務 法第2条第9項に規定する業務
 - (2) 救急活動 救急業務を行うための活動又は医師等を搬送する活動で、救 急隊の出動から帰署(所)までの一連の活動
 - (3) 救急事故等 救急活動の対象となる事故等をいい、別表に掲げるもの
 - (4) 救急資器材等 救急活動,応急手当普及業務(以下「普及業務」という。) 又は救急訓練等を行うために必要な資器材
 - (5) 管制室 管制業務を行うため、本部に設けられた人的物的施設の一体
 - (6) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及 び診療所
 - (7) 特定行為 救急救命士法 (平成3年法律第36号) 第44条第1項に規定する医師の具体的な指示が必要な救急救命処置
 - (8) メディカルコントロール 傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を医学的観点から保障すること
 - (9) 高速道路等 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に 規定する高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1 項に規定する自動車専用道路
 - (10) 市民救命士 市民救命士の養成に関する実施要綱に定める講習を修了した者
 - (11) 神戸市民救急ボランティア 市民救命士の養成に関する実施要綱に定め

る救急インストラクターの資格を有する市民のうち神戸市民救急ボランティ アに登録した者

- (12) 非常用救急自動車 臨時救急隊の運用を速やかに開始することや、救急 自動車の故障等による不能時間を短縮することを目的として、資器材を積載 して配置している救急自動車
- (13) 予備救急自動車 救急自動車の故障等による代替車両として,資器材を 積載していない救急自動車
- (14) 本部救急隊 神戸市消防局警防規程 (平成25年9月消訓令第2号。以下「警防規程」という。) 第5条に規定する救急隊
- (15) 救急救命士 救急救命士法第2条第2項に規定する者
- (16) 指導救命士 兵庫県メディカルコントロール協議会から指導救命士としての認定を受けた者

第2節 救急責任

(救急責任)

- 第3条 消防局長(以下「局長」という。)は、救急事故等の実態を把握し、これに対応する救急体制の確立を図り、救急業務を適正に遂行するために必要な対策を講ずるものとする。
- 2 消防署長(以下「署長」という。)は、所属職員を指揮監督して、所轄の救急隊が出動した救急事故等の実態を把握し、救急活動の執行体制の確立を図るとともに、救急業務の万全を期するものとする。

(医療機関等との連携)

第4条 局長及び署長は、医療機関その他救急活動等に関係ある機関及び団体と 密接な連携を図り、救急業務等の効率的な運営に努めるものとする。

第3節 救急隊の編成

(救急隊の編成)

- 第5条 救急隊(本部救急隊を含む。)は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成するものとする。
- 2 署長及び救急課長は、救急隊の編成に関して、救急救命士を常時乗務させな ければならない。

3 署長及び救急課長は、原則として救急救命士を常時2人以上乗務させるよう 努めるものとする。

(救急隊員の指名)

- 第6条 署長及び救急課長は、救急救命士の資格を有する者又は消防学校における救急課程又は救急標準課程若しくは救急 II 課程を修了した者の中から救急隊員を指名するものとする。
- 2 署長及び救急課長は、前項の救急隊員の中から局長が定める小隊長資格を有 した救急隊長(以下「隊長」という。)を指名するものとする。

(臨時救急隊の編成)

第7条 局長及び署長は、一時的に救急需要が増加し、又は、通常の救急要請に 支障が生じると予測される場合は、臨時救急隊を編成することができる。

(特別救急隊の指定)

第8条 局長は、特別の任務を付与した救急隊を指名することができる。

(事務分担)

第9条 署長は、効率的な救急業務を実施するために、救急隊員に救急業務に関する事務を担当させるものとする。

第2章 救急活動等

第1節 通則

(救急活動の基本)

- 第10条 救急活動は、傷病者の観察及び必要な応急処置を行った後に、傷病者の症状に適した医療機関に速やかに搬送することを原則とする。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号。以下「感染症法」という。)に定める感染症,妨害行為等への対応に関 して必要な事項は局長が別に定める。

(救急隊員の心得)

- 第11条 救急隊員は、救急活動に関する法令の規定のほか、次に掲げる事項を遵 守するものとする。
 - (1) 救急業務の重要性を自覚し、救急に関する知識及び技術の錬磨向上に努めること。

- (2) 懇切丁寧を旨とし、傷病者にしゅう恥又は不快の念を抱かせないよう言動に注意すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(出動時の救急隊員の服装)

- 第12条 救急隊員は、救急活動に従事する場合は、常に身体及び服装を清潔にするよう心掛けるものとする。
- 2 救急隊員は、救急活動にあたっては、原則、保安帽を着用する。
- 3 前各項に定めるもののほか、救急隊員の服装等については、神戸市消防吏員 服制規則施行規程(平成18年3月消訓令第12号)による。

(出動基準及び出動指令)

第13条 救急隊の出動基準及び出動指令は、警防規程による。

(消防隊による救急業務)

第14条 局長は、救急現場において早期に救急活動を実施するため、消防隊を出動させることができる。

(管制室との連携)

- 第15条 救急隊は、救急活動をするうえで、管制室と連携を図るものとする。
- 2 管制室は、救急業務の実施にあたり、医療機関と常に緊密な連絡をとるとと もに、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを活用し、空床数、当直医師の 診療科目その他必要な事項について情報収集し、救急隊に情報を提供するよう 努めるものとする。

(市民等の協力)

- 第16条 救急現場に出動した救急隊員及び消防隊員は、救急活動上緊急に必要があると認める場合に限り、法に基づく市民等の協力を求めるものとする。
- 2 局長は、災害等により多数の傷病者が発生した場合は、神戸市民救急ボランティアに対し、応急救護所等での救急隊への活動支援を求めることができる。
- 3 前項の資格及び活動要領に関して必要な事項は局長が別に定める。

(口頭指導)

第17条 管制室は、119番通報を受信し救急自動車が到着するまでの間に、救命上の処置が必要と判断した場合は、電話により必要な救命処置を口頭での指導に

努めるものとする。

2 前項の口頭指導要領に関して必要な事項は局長が別に定める。

(故障等の連絡)

- 第18条 救急隊は,救急自動車の事故,故障,消毒等により出動できない場合は, 必要な措置を行った後,直ちにその概要を管制室に連絡しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事故等の措置については、神戸市消防機械器具管理規程(平成15年4月消訓令第1号。以下「機械器具管理規程」という。)による。
- 3 署長は、救急自動車の故障等により、救急業務に支障が発生し、又は発生が 予測される場合は、非常用救急自動車又は予備救急自動車を使用し、救急隊に 救急活動を行わせることができる。
- 4 局長は、第1項の場合において、必要があると認めるときは、署長に対し、 非常用救急自動車又は予備救急自動車を使用し、救急隊に救急活動を行わせる よう指示することができる。

(火災現場における活動)

第19条 火災に出動した救急隊の活動については、警防規程による。

第2節 救急活動の実施

(観察及び判断)

第20条 観察は、傷病者の周囲の状況、救急事故等の形態及び傷病者の状態を把握し、救急処置等の判断のために行うものとする。

(応急処置の実施)

- 第21条 応急処置は、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急 やむを得ない場合に行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか,応急処置に関しては,消防庁が定める基準による。 (特定行為の実施)
- 第22条 救急救命士は、特定行為を実施する必要がある場合は、救急救命士法に 定める医師の具体的な指示を受けて行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、特定行為の活動要領に関して必要な事項は局長が 別に定める。

(医師の協力要請)

第23条 隊長は、救急事故等の現場において医師の治療等を必要とする場合(ド クターカーが出動する場合を除く。)は、管制室に連絡するとともに、直接又 は管制室を通じて医師の出動を要請することができる。

(ドクターカーの要請)

- 第24条 隊長又は管制室は、救急隊が出動した事案のうち、特に早期の医療介入 を要すると判断した場合は、ドクターカーを要請することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、ドクターカーの要請及び連携要領に関して必要な 事項は局長が別に定める。

(增援要請等)

第25条 隊長は、当該救急隊のみで救助、人命検索、応急処置、搬送その他の現場活動を行うことが困難と判断した場合は、上級指揮者、消防隊、消防救助隊、救急隊、航空機動隊その他の隊の応援を要請することができる。

(医療機関の選定)

- 第26条 隊長又は管制室は,傷病者の観察結果及び医療情報等を総合的に判断し, 搬送先医療機関の選定を行うものとする。
- 2 隊長又は管制室は、搬送先医療機関の選定にあたって、医療機関の受入診療 体制を確認するものとする。
- 3 隊長は、傷病者又はその家族等から、かかりつけ病院その他の特定の医療機関への搬送を依頼された場合は、傷病者の生命に危険が無く、傷病者の症状に適合していると判断される場合に限り、医療機関及び管制室と緊密な連絡をとり、依頼された医療機関に搬送することができる。

(搬送制限)

- 第27条 隊長は、傷病者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該傷病者 を救急搬送しないものとする。
 - (1) 明らかに死亡している場合
 - (2) 医師が死亡していると判断した場合
 - (3) 傷病者又は関係者が搬送を拒否した場合

(関係者の同乗)

- 第28条 隊長は、救急業務の実施に際し、必要があると認める場合は、関係者に 必要最小限の人数の同乗を求めることができる。
- 2 隊長等は、走行中における傷病者及び同乗者の危険防止を講じるものとする。 (警察官の要請)
- 第29条 隊長は、次のいずれかに該当する場合で、救急事故等の現場に警察官がいないときは、直接又は管制室を通じて、遅滞なく警察本部又は当該救急事故等の発生した場所を管轄する警察署に通報し、警察官の出動を要請するとともに、現場保存に留意して救急活動を行うものとする。
 - (1) 犯罪の疑いがあると認められる場合
 - (2) 交通事故の場合
 - (3) 労災事故の場合
 - (4) 精神障害により自傷又は他害の恐れがある場合
 - (5) 明らかに死亡している場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、隊長が、現場の状況から必要と判断した場合

(保健所等との連携)

第30条 隊長は、救急活動にあたって、傷病者の状態から保健所等との連携が必要と認められる場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(施錠等の対応)

- 第31条 隊長は、傷病者の住居等の施錠その他必要な措置について次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 施錠その他の理由により室内への進入が不可能な場合は、関係者の立会いを得て、傷病者の状況を確認すること。
 - (2) 傷病者を医療機関等へ搬送する場合又は現場を引き揚げる場合は、関係 者へ施錠その他必要な事項の依頼を行うこと。

(医療機関への引き継ぎ等)

第32条 隊長は、傷病者を医療機関へ引き継ぐ場合は、現場の状況、傷病者の状態、施した応急処置の内容、症状の経過その他必要な事項を医師に告げるとと もに、当該傷病者の傷病名及び傷病程度について医師の所見を聴取するよう努 めるものとする。

(要救護者及び要保護者の取扱い)

- 第33条 隊長は,行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に定める 要救護者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者を搬送した 場合には,必要に応じ入院生活用品を支給するものとする。
- 2 署長は、前項の規定による搬送の場合は、救急事故等が発生した場所を管轄 する区長に通知するものとする。

(転院搬送)

- 第34条 転院搬送は、転院元医療機関の医師が、緊急に他の専門病院等に搬送する必要があり、かつ他に適当な搬送手段がない場合に行うものとする。
- 2 転院搬送は、搬送先医療機関が確保され、医師又は看護師の同乗が得られる場合に行うものとする。ただし、傷病者に必要な医療処置を施し、かつ、症状が安定していると認められる場合で、主治医が医師又は看護師の同乗を要しないと判断したときは、この限りではない。
- 3 前項に定めるもののほか、転院搬送に関する要請方法及び活動要領に関して 必要な事項は局長が別に定める。

(感染性廃棄物の処理)

第35条 署長は、救急活動及び普及業務により排出される感染性廃棄物は、廃棄 物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて処理しなけ ればならない。

第3節 安全管理

(安全管理)

- 第36条 局長及び署長は、救急業務を遂行するにあたり、安全管理上必要な措置 を講じるものとする。
- 2 救急隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識し、救急活動における 安全保持に努めるものとする。
- 3 隊長は、救急活動の特性に応じた安全管理体制を早期に確立するとともに、 救急隊員を指揮して傷病者及び協力者等の安全保持に努めるものとする。
- 4 救急係長(又は救急課救急研修係長)及び消防係長は,騒じょう,抗争事件

又は極端な雑踏による救急事故等が発生した場合は,必要に応じて現場出動し, 適切な現場対応に努めるものとする。

(感染防止措置)

- 第37条 局長は、あらかじめ感染防止対策を講ずるものとする。
- 2 署長は、救急隊員に傷病者の応急処置における感染防止対策を指導するものとする。
- 3 救急隊員は,傷病者の応急処置に際しては,別に定める標準予防策を実施し, 血液等に直接触れない措置を講じて傷病者及び自身の感染防止を実施するもの とする。
- 4 署長は、救急業務の遂行に伴い、救急隊員がウイルス性疾患等の病原体により、汚染し、又は感染するおそれがあると認める場合は、遅滞なく必要な措置 を講じるものとする。

(救急隊員の健康管理)

- 第38条 救急係長(又は救急課救急研修係長)は、円滑な救急活動を推進するために、救急隊員が身体及び被服を清潔にし、ウイルス性感染症等に感染しないよう日常の健康管理を指導するものとする。
- 2 局長は、救急隊員が血液等に汚染した場合は、神戸市消防職員安全衛生規程 (昭和49年7月消訓令第7号)に定める特別健康診断を行うものとする。

(高速道路等における救急活動)

第39条 救急隊は、高速道路等において救急活動を行う場合は、消防隊、警察官 及び道路関係者による通行禁止又は交通整理が行われ、安全が確認された上で 行うものとする。

第3章 救急活動の記録及び報告

(救急活動等の記録)

第40条 救急出動に伴う報告要領については,災害等に関する報告処理規程(平成27年3月消訓令第4号),救急事故等報告要領(昭和39年自消甲教発第18号消防庁長官通達)及び火災・災害等即報要領について(昭和59年消防災第267号消防庁長官通知)によるほか,局長が別に定めるところによる。

(救急搬送の証明)

- 第41条 署長は、救急隊が搬送した傷病者又は関係者から、救急搬送証明交付申請書(様式第1号)による申請書を受理した場合は、当該搬送の事実に基づいて救急搬送証明書(様式第2号)を交付することができる。
- 2 前項の救急搬送証明を行う場合は、救急搬送証明処理簿(様式第3号)に必要事項を記入しなければならない。

第42条 削除

第4章 救急技能の管理

(研修及び訓練計画)

- 第43条 局長は、救急隊員の資質の向上を図るため、毎年4月に当該年度の救急 活動に関する研修及び訓練(以下「研修等」という。)の指針を示すものとす る。
- 2 所属長は、前項の指針に基づいて研修等の計画を作成し、救急隊員に対して 必要な研修等を実施するものとする。
- 3 救急隊員は、前項の計画に基づく研修等のほか、救急活動に必要な学術的知識及び技能の修得並びに向上のため、自己啓発に努めるものとする。

(研修等の効果確認)

第44条 局長及び所属長は、前条の研修等の効果を定期的に確認し、救急救命士を含む救急隊員の技能の維持及び向上に必要な措置を講ずるものとする。

(救急救命士等の技術維持)

- 第45条 局長は、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質の保障及び向上を図るため、メディカルコントロール体制を構築するものとする。
- 2 局長は、救急救命士の再教育を行うため、神戸市立医療センター中央市民病院内に設置された、救急ワークステーションに救急課員を置くこととする。
- 3 救急ワークステーションの運用に関すること及び配置された救急課員の事務等については、別に定める。
- 4 指導救命士及び救急救命士の運用に関することについては、別に定める。
- 5 前各項の救急救命士を含む救急隊員の質の確保に関して必要な事項は局長が 別に定める。

(救急資器材の管理等)

- 第46条 局長は、次に掲げる救急資器材の管理等を行うものとする。
 - (1) 救急資器材の整備及び改善
 - (2) 救急資器材の使用実態を把握した効果的な活用方策
 - (3) 救急資器材の運用上の区分を行うとともに、その需要状況を把握した適正な配置
- 2 署長は、配置されている救急資器材の効果的な活用を図るとともに、常に、 点検、整備及び消毒を行い、適正に管理するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、救急資器材の管理については、機械器具管理規程 その他局長が別に定めるところによる。

(救急資器材の特別検査)

第47条 局長は、特殊な救急資器材について定期的に特別検査を行い、安全な機能を維持するものとする。

第5章 応急手当等の普及啓発等

(救急広報等)

- 第48条 局長及び署長は、市民の安全を守るため、救急事故等の原因を調査し、 救急事故等を防止するための普及啓発を行うものとする。
- 2 局長及び署長は、救急車の適正利用、救急事故等の防止及び受傷・発病時の 応急手当について、市民の理解が得られるよう広報に努めるものとする。
- 3 局長及び署長は、持病を有する人又は高齢者等に対し、救急活動を円滑に実施するために、必要な手段を講じるものとする。

(応急手当の普及啓発)

- 第49条 局長は、市民救命士の養成その他応急手当に関する知識及び技能の普及 啓発活動を積極的、計画的かつ効率的に推進するものとする。
- 2 局長及び署長は、自動体外式除細動器の有効性を地域内の事業所、市民等に 広報するとともに、設置の推進に努めるものとする。
- 3 前項の普及啓発活動の推進に関して必要な事項は局長が別に定める。

第50条 削除

(自主救急の指導)

第51条 署長は、不特定多数の人を収容する施設を有する事業者やイベント主催

者に対し、救急事故等の防止、事故発生時の通報、避難誘導及び応急手当等に ついて自主的に措置するよう指導に努めるものとする。

(患者等搬送事業の指導)

- 第52条 局長は、身体障害者及び傷病者の生命及び身体の安全を図るため、これらの市民の医療機関への入退院、通院、転院又は社会施設等への送迎を行う民間の患者等搬送事業者に対して指導するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、指導の内容及び要領に関して必要な事項は局長が 別に定める。

第6章 救急調査

(救急調査)

- 第53条 署長は、救急業務を円滑に実施するため、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に定める救急病院及び救急診療所並びに救急医療対策事業実施要綱(昭和52年医発第692号)に定める当番病院及び当番診療所について、次の各号に掲げる事項の把握に努めるものとする。
 - (1) 地理及び交通の状況
 - (2) 管轄区域内の医療機関の名称,位置,診療科目その他必要な事項
 - (3) その他救急業務上必要と認める事項
- 2 署長は、管轄区域内における前項の医療機関について医療機関台帳を作成するものとする。

(救急告示申出病院等の調査)

第54条 署長は,県知事から救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条に基づく申出についての意見を求められた場合は,当該申出にかかる病 院又は診療所の傷病者受入体制,病床確保状況,位置,構造及び設備を調査し, 回答しなければならない。

第7章 雑則

(体験同乗研修)

第55条 局長及び署長は、別に定める者から救急業務に関する実務体験又は研修 のために救急自動車の同乗の願い出があった場合は、救急自動車同乗申請書(様 式第5号)を提出させるものとする。 2 局長及び署長は、前項の申請書が提出された場合において、救急業務を遂行するうえで支障がないと認める場合は、救急自動車同乗承認書(様式第6号)を交付することができる。

(委任)

第56条 この訓令に定めるもののほか、救急活動の適正かつ円滑な運営に関して 必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月7日消訓令第10号)

この訓令は、平成19年11月7日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日消訓令第16号) 抄 (施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日消訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日消訓令第2号) 抄 (施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年10月1日から施行する。附 則 (平成27年3月11日消訓令第4号) 抄
- 1 この訓令は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日消訓令第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日消訓令第18号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

救急事故等の種別

区分	事故種別	概要
不慮の	火災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をい

事故		う。
	自然災害事故	暴風,豪雨,豪雪,洪水,高潮,地震,津波,噴火,雪
		崩,地すべり,その他の異常な自然現象に起因する災害
		による事故をいう。
	水難事故	水泳中(「運動競技」によるものを除く。)の溺者又は
		水中転落等による事故をいう。
	交通事故	すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若し
		くは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故を
		いう。
	労働災害事故	各種工場,事業所,作業所,工事現場等において就業中
		発生した事故をいう。
	運動競技事故	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施
		している者、審判員及び関係者等の事故(ただし、観覧
		中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したものは
		含み、競技場内の混乱によるものは含まない。)をいう。
	一般負傷	他に分類されない不慮の事故をいう。
故意の	加害	故意に他人によって障害等を加えられた事故をいう。
事故	自損行為	故意に自分自身に障害等を加えた事故をいう。
疾病	急病	疾病によるものをいう。
その他	転院搬送	医療機関に収容され治療を受けている傷病者を他の医療
		機関において治療するために、当該収容医療機関の要請
		に基づいて行う搬送をいう。
	医師搬送	医師,看護師及び助産師を救急現場に搬送するものをい
		う。
	資器材搬送	医療用資器材又は医薬品等の輸送のために出動したもの
		をいう。
	その他	上記の種別に分類不能なもの並びに誤報及びいたずらを
		いう。

備考

- 1 事故種別は下記のとおり救急隊の出動対象となった事故等の主たる事象 により分類する。
 - (1) 事故の直接の発生原因により分類する。
 - (2) 活動形態により分類する。
 - (3) 法令に基づいて行う救急業務で分類する。
 - (4) 法的義務以外の実際活動も加え分類する。
 - (5) 刑法,災害対策基本法及び労働者災害補償保険法により分類するものではない。
 - (6) 巻き添えによる事故は、その事故の原因となった事故と分離し、分類する。
 - (7) 事故種別が重複する場合は症状の重い方に分類する。
- 2 種別の異なる複数の傷病者を同時に扱った場合は、出動の種別について 出動要請の対象となった事象により区分するものとし、傷病者の種別につい てはそれぞれ前1による。